

事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法などで定められた健康診断を実施しなければなりません。ここでは、一般健康診断と事後措置の概要などについて説明します。

（注）一般健康診断以外に、従事させる有害業務によっては、特別の項目による健康診断（特殊健康診断）を実施しなければならない場合があります。（じん肺健康診断、有機溶剤等健康診断、特定化学物質健康診断など）

1. 一般健康診断

一般健康診断に際しては、その結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。

1	雇入れ時の健康診断	「常時使用する労働者」※を雇入れるときに実施するもの	所轄の労働基準監督署長への届出は不要です。
2	定期健康診断	「常時使用する労働者」※に対し、1年以内ごとに1回、定期的を実施するもの	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
3	特定業務従事者の健康診断	深夜業、坑内労働等の特定の業務（労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務）に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回実施するもの	
4	海外派遣労働者の健康診断	6か月以上海外に派遣する労働者に対し、派遣前及び帰国後に実施するもの	所轄の労働基準監督署長への報告は不要です。

※「常時使用する労働者」について

パート・アルバイトについても、次の①～④のいずれかに該当し、1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

また、概ね2分の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。

- ① 雇用期間の定めがない者
- ② 雇用期間の定めがあるが、契約期間が1年（特定業務従事者にあつては6か月）以上の者
- ③ 雇用期間の定めがあるが、契約の更新により1年（特定業務従事者にあつては6か月）以上使用される予定の者
- ④ 雇用期間の定めがあるが、契約の更新により1年（特定業務従事者にあつては6か月）以上引続き使用されている者

健康診断項目

		健康診断の種類							
		雇入れ時※1 健康診断	定期健康診断		特定業務従事者の 健康診断		海外派遣労働者の 健康診断		
(1) 対象業務		常時使用する労働者を雇入れる時	常時使用する労働者		労働安全衛生規則第13条業務(▲)		6 か月以上海外に派遣される労働者の派遣前及び帰国後		
(2) 健康診断期日		雇入れの際	1 年以内ごとに1 回定期		当該業務への配置換えの際及び6 か月以内ごとに1 回定期		海外勤務前及び海外勤務終了後		
健 診 断 項 目	1 既往歴及び業務歴の調査	◎	◎		◎		◎	☆	
	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	◎	◎		◎		◎	☆	
	3 身長、体重、視力、聴力及び腹囲の検査	◎	◎	○	◎	■1	◎	○☆	
	4 胸部エックス線検査及び喀痰(かくたん) 検査	◎■3	◎	●	◎	■2	◎	●☆	
	5 血圧の測定	◎	◎		◎		◎	☆	
	6 貧血検査(血色素量、赤血球数)	◎	◎	△	◎	◇	◎	☆	
	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	◎	◎	△	◎	◇	◎	☆	
	8 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)	◎	◎	△	◎	◇	◎	☆	
	9 血糖検査	◎	◎	△	◎	◇	◎	☆	
	10 尿検査(尿中の酸及び蛋白の有無の検査)	◎	◎		◎		◎	☆	
	11 心電図検査	◎	◎	△	◎	◇	◎		
	(医師が必要と認める場合に行う項目)								
		12 腹部画像検査 (胃部エックス線検査、腹部超音波検査)						◎	
		13 血液中の尿酸の量の検査						◎	
		14 B型肝炎ウイルス抗体検査						◎	
		15 A B O 式及びR h 式の血液型検査 (派遣時に限る)						◎	
		16 糞便塗抹検査(帰国時に限る)						◎	
関係条文		労働安全衛生規則第43条	労働安全衛生規則第44条		労働安全衛生規則第45条		労働安全衛生規則第45条の2		

※1 雇入れ時の健康診断に関して、医師による健診受診後3か月を経過しない者については、その者が当該健診結果を証明する書面を提出した場合、当該受診項目について省略可能。

健康診断項目表の読み方

記号	検査を省略可能な基準
◎	必須項目で省略不可
○	1. 20歳以上の者で身長は医師が必要でないと認めるときに省略できます。 2. 聴力については聴力検査で1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる検査を原則とします。35歳、40歳を除く45歳未満の者については、医師が適当であると認める聴力検査方法によることができます。 3. 下記(1) から(4) に掲げる者について、医師が必要でないと認めるときは、腹囲の検査を省略することができます。 (1) 40歳未満の者(35 歳の者を除く) (2) 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内脂肪の蓄積を反映していないと判断された者 (3) B M I ※2 が22未満の者 (4) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(B M I が22未満である者に限る) ※2 $B M I = \text{体重(kg)} \div [\text{身長(m)}]^2$

●	1. 胸部エックス線検査については40歳未満の労働者で、下記（１）から（３）のいずれにも該当しない者について、医師が必要でないと認めるときは、検査を省略することができます。 （１）20歳、25歳、30歳及び35歳の労働者 （２）感染症に予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項第1号に掲げる者（学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者） （３）じん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者（常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1の者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している者のうち、じん肺管理区分が管理2である労働者） 2. 喀痰（かくたん）検査は、下記①、②に該当する者や、1（１）、（２）、（３）のいずれにも該当しない者で、医師が必要でないと認めるときは、検査を省略することができます。 ① 胸部エックス線検査によって病変の発見がされない者 ② 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 （胸部エックス線検査を省略された者は喀痰検査も省略されます。）
■	■1 は聴力検査で1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる聴力の検査の結果を原則とします。前回（6か月以内）、聴力検査を受けた者又は45歳未満（35歳及び40歳の者を除く）の労働者については、医師が適当であると認める聴力検査方法によることができます。 ■2 の胸部エックス線検査については、1年以内に1回、定期に行えばよいとされています。 ■3 の喀痰検査については、雇入れ時の健康診断項目から除かれます。
△	6～9及び11の検査については、40歳未満（35歳を除く）の者で、医師が必要でないと認めるときは、検査を省略することができます。
◇	6～9及び11の検査については、前回（6か月以内）に健診を受けた者で、医師が必要でないと認めるときは、検査を省略することができます。
☆	労働安全衛生規則第43条（雇入れ時健診）、第44条（定期健診）、第45条（特定業務従事者健診）又は労働安全衛生法第66条第2項（特殊健診）の健康診断を受けた者については、当該健診実施の日から6か月間は同一の検査項目を省略できます。
▲	労働安全衛生規則第13条の業務 イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ホ 異常気圧下における業務 ヘ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ト 重量物の取扱い等重激な業務 チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 リ 坑内における業務 ヌ 深夜業を含む業務 ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務 ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務 カ その他厚生労働大臣が定める業務

塩酸、硝酸、硫酸、弗化水素、亜硫酸、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、歯科医師による健康診断を実施する必要があります。

2. 健康診断の実施と事後措置の概要

一般健康診断の実施と事後措置の流れ

